

令和6年度（2024年度）整備  
豊中市保育所・幼保連携型認定こども園  
設置及び運営者募集要項  
【開園：令和7年（2025年）4月1日】

豊中市こども未来部こども政策課

令和5年（2023年）6月



子どもにとって一番いいことは何か、考えよう。

※本募集受付期間は、令和5年（2023年）6月22日（木）～  
令和5年（2023年）8月31日（木）です。

## 目次

1. 募集の趣旨 .....	2
2. 豊中市の状況.....	2
(1) 各年における0～5歳児童人口状況（各年4月1日住民基本台帳） .....	2
(2) 待機児童の状況.....	3
(3) 保育所等整備の状況 .....	3
3. 整備地域・整備数 .....	3
(1) 整備地域.....	3
(2) 整備数 .....	4
4. 応募の資格・条件 .....	4
(1) 応募の資格 .....	4
(2) 応募の条件.....	5
5. 保育事業の概要等 .....	6
(1) 事業規模.....	6
(2) 実施事業.....	6
(3) 設備・運営 .....	6
(4) 保育所等用地等について .....	7
(5) 地域住民等への説明 .....	8
(6) 市関係部局との調整 .....	9
6. 保育所等整備にかかる補助金等 .....	9
7. 審査・選定 .....	10
(1) 審査及び事業スケジュール .....	10
(2) 審査方法等 .....	10
(3) 審査項目 .....	11
(4) 選定後の手続き .....	12
(5) 設置・運営者決定の取り消し.....	12
8. 応募手続き .....	13
(1) 応募書類の提出について .....	13
(2) 応募に関する質問の受付・回答 .....	14
9. 提出・問合せ先（事務局） .....	14
10. 提出書類一覧.....	15

## 1. 募集の趣旨

本市は、平成 25 年（2013 年）4 月に制定した「豊中市子ども健やか育み条例」に基づき策定した「こどもすこやか育みプラン・とよなか」（第 2 期豊中市子育て・子育て支援行動計画）に則し、子育て・子育て施策を進めているところです。

これまで多様な手法による保育所等の施設整備や保育定員確保緊急対策事業による既存の保育所等の定員拡充等を実施し、定員の確保を進めてきました。その結果、4 月 1 日時点での待機児童については、平成 30 年（2018 年）から令和 4 年（2022 年）まで 5 年連続でゼロを継続してきましたが、令和 5 年（2023 年）については、主に南部地域において 9 人の待機児童が発生しました。

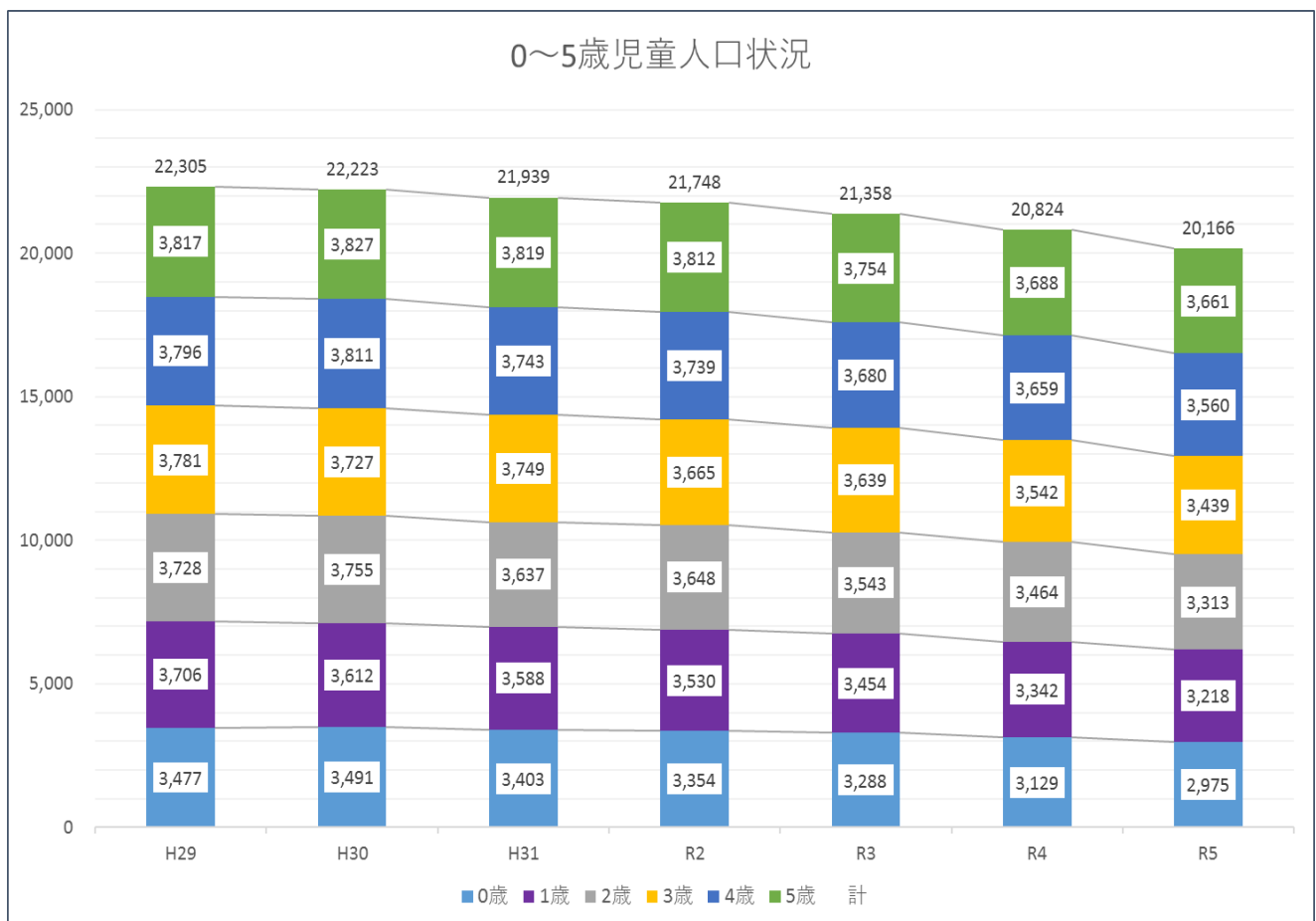
待機児童発生に加え、南部地域における人口動態や保育需要の増加をふまえ、待機児童ゼロの達成・維持をめざし、保育所等の整備を行うものです。

本市と協働で豊中の未来の子どもたちのために、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領、豊中市人権保育基本方針等を基に運営していただきますようお願いいたします。

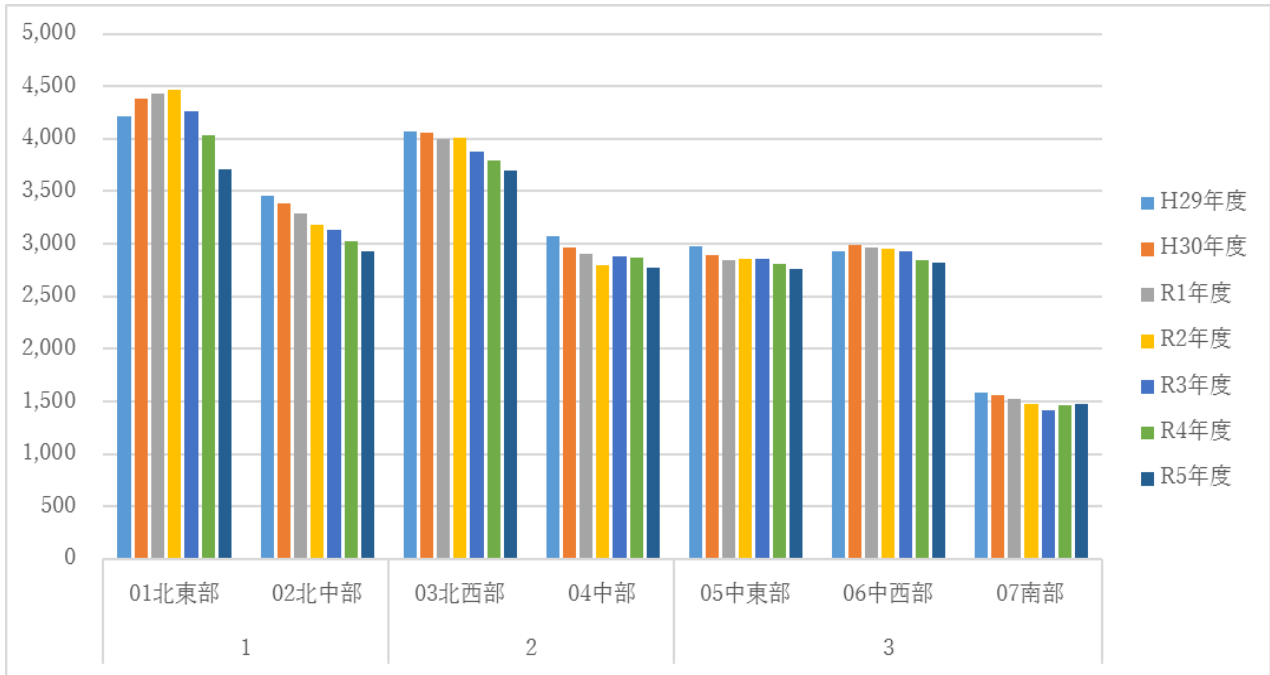
## 2. 豊中市の状況

（1）各年における 0～5 歳児童人口状況（各年 4 月 1 日住民基本台帳）

### ①市全域



## ②地域別



### (2) 待機児童の状況

令和5年(2023年)4月1日時点での待機児童の状況は、市ホームページで公表しています。

[https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/hoikusho/hoikusyo\\_seibi/taikijidou.html](https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/hoikusho/hoikusyo_seibi/taikijidou.html)

### (3) 保育所等整備の状況

新規の整備が決定した場合は、市ホームページをその都度更新しています。

[https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/hoikusho/hoikusyo\\_seibi/hoikusyoseibi.html](https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/hoikusho/hoikusyo_seibi/hoikusyoseibi.html)

## 3. 整備地域・整備数

### (1) 整備地域

整備地域は南部地域(主に右図の濃緑部分)とし、次の対象地域に限定します。

対象地域
稲津町1~3丁目、小曾根3~5丁目、浜3~4丁目、豊南町西1~5丁目、豊南町東1~4丁目、豊南町南1~6丁目、庄内幸町1~5丁目、庄内西町1~5丁目、庄内東町1~6丁目、野田町、庄内栄町1~5丁目、庄内宝町1~3丁目、三和町1~4丁目、島江町1~2丁目、大黒町1~3丁目、日出町1~2丁目、大島町1~3丁目、庄本町1~4丁目、二葉町1~3丁目、神州町、千成町1~3丁目、三国1~2丁目



※地区計画及び建築協定等によって規制されている場合は、それに配慮ください。

## (2) 整備数

整備数は、最大2施設とします。

※ただし、応募が複数あった場合に、提案地域が重複しているなど整備の必要性がないと判断した場合は、1施設のみの決定とすることがあります。

## 4. 応募の資格・条件

### (1) 応募の資格

《全事業者に対する条件》

ア 応募日時点で、法人格（社会福祉法人・学校法人・宗教法人・株式会社・NPO法人等（以下「事業者」という。))を有していること。

◆保育所及び幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）の認可要件を満たさないため個人事業主の応募は不可とします。

イ 応募日時点で、認可施設（保育所、地域型保育事業所、認定こども園、幼稚園）を運営していること（休止中は除く）。

ウ 社会福祉事業に熱意と見識を有し、良好な実績のある事業者であること。

エ 関係法令を遵守し、応募事業者自らが保育所等を設置・運営すること。

オ 保育所等設置に当たっては豊中市の認可を得ること。（豊中市保育所設置認可等要綱、豊中市幼保連携型認定こども園設置認可要綱の条件を満たすこと。）

カ 児童福祉法第35条第5項第4号に掲げられた基準に該当しないこと。

キ 過去3年の所轄庁による指導監査等において、文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同様の扱いとする。

ク 教育や保育内容については、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）や幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を基本とすること。

ケ 市の保育理念を十分に理解し、保育行政について積極的に協力できること。

コ 地域住民等への説明を事業者の責任において実施すること。

サ 事業者またはその代表者が次の事項に該当しないこと。

◆公租公課を滞納している者

◆地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

◆児童福祉法第59条第5項に基づく事業の停止等を命じられたことがある者、同条第1項に基づく報告に対し虚偽の報告等を行ったことがある者

◆労働関連法令に違反し、官公署から摘発または勧告等を受けている団体

◆会社更生法および民事再生法等により更生または再生手続きを開始している団体

◆暴力団（豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）に該当し、又はその役員等が暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団密接関係者（同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当する団体

《社会福祉法人又は学校法人以外の者に対する条件》

ア 保育所を運営するために必要な経済的基礎があること。（次の①～③を満たすこと）

- ①不動産について所有権を有しているか、国や地方公共団体からの貸与若しくは使用許可を受けていること。ただし、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について（平成16年5月24日雇児発第0524002号、社援発第0524008号）」に定められた要件を満たしている場合には「必要な経済的基礎がある」と取扱う。
- ②保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を普通預金、当座預金等により有していること。
- ③直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。
- イ 設置する保育所の経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が社会的信望を有していること。
- ウ 次の①及び②のいずれにも該当するか、又は③に該当すること。（②③下線部については、選定後に満たしていることを確認します。）
  - ①実務を担当する幹部職員が、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営担当役員者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。
  - ②社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見の述べる委員会）を設置すること。
  - ③経営担当役員者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

《社会福祉法人に対する条件》

- ア 「社会福祉法人に係る審査基準」（参考資料参照）を満たすとともに、社会福祉法等の法令を遵守していること。
- イ 法人監査における指摘改善事項について、改善が図られていること。

（2）応募の条件

- ア 令和7年（2025年）3月31日までに保育所等整備を完了し、保育が提供できる体制を整え、令和7年（2025年）4月1日から開園すること。
- イ 応募に関して要した費用や計画変更に伴って発生した費用については、すべて応募事業者の負担とすること。
- ウ 選定後の協議や地域等への説明により、提案時の開園スケジュールが変更になる場合は、速やかに市と協議し計画変更を行い対応すること。
- エ 基本設計内容（提案図面等）については、選定後においても可能な範囲で柔軟に変更が可能なものとする。
- オ 開園月において、利用定員は認可定員と同数を設定すること。（開園翌月以降は在所児童数を鑑み、利用定員の調整が可能です。）
- カ 開園月の前月当初までに、公定価格基本単価分（※1）の職員構成を整えるとともに、最低基準（※2、※3）を満たすこと。

※1 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和5年2月20日府子本第138号・4文科初第2190号・子発0220第1号）参照

※2 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年豊中市条例第

59号) 参照

※3 豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制, 職員, 設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年豊中市条例第46号) 参照

- キ 事業開始時は必ず応募提案時の施設長を配置すること。(ただし、下記の特別な事由は除く。)  
※特別な事由とは、施設長予定者の疾病や退職、個人の事情による勤務地域の大幅な変更等のやむを得ない事由をさします。人事異動等は特別な事由には含まれません。
- ク 運営開始後、保育所等の会計書類については始期4月、終期3月とし、施設毎に作成すること。

## 5. 保育事業の概要等

### (1) 事業規模

- ア 施設類型は、保育所又は幼保連携型認定こども園とすること。
  - ◆整備方法は、創設(新規認可をとり、施設を設置すること)又は既存認可施設の定員増(既存施設の改修や増築など)とすること。(分園の設置による定員増は不可)
  - ※幼保連携型認定こども園の場合、設置可能な法人格は認可要件上、社会福祉法人又は学校法人のみとなりますので、ご注意ください。
- イ 定員については、2号・3号で最低60名以上の設定とすること。
  - ◆既存認可施設の定員増の場合についても、既存定員に新規で定員60名以上を上乗せすること。
- ウ 定員の年齢構成については、0歳~5歳までとすること。
  - ◆0歳~5歳の各年齢を必ず定員設定すること。(0歳を設定せずに1歳~5歳の設定とすることなどは不可)
  - ◆既存認可施設の定員増の場合は、増加分の定員について、創設による年齢構成と同等のものとする。
  - ※例年0歳児については、4月当初からしばらくの間、欠員が発生する施設もありますので、0歳児の設定は最小限としてください。(別紙「令和5年(2023年)4月入所選考後欠員表」参照)
- エ 最終的な定員の構成については、市の指示に従うこと。

### (2) 実施事業

- ア 通常保育(日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く月曜日から土曜日まで)は午前7時から午後6時まで実施すること。
  - ※開園当初及び年度当初の慣らし保育(入園当初の園児の保育環境適応のため通常保育時間より早い時間で保育提供を終了すること)については実施可能ですが、利用者の要望があれば通常保育の提供が可能な旨を十分周知すること。
- イ 少なくとも午後7時まで延長保育を実施すること。
- ウ 一時預かり事業を可能な限り実施すること。
- エ 障害児保育を実施すること。
- オ 0歳児保育は、生後57日目からの産休明け保育を実施すること。
- カ その他追加の事業(休日保育ほか)の提案も可。ただし、提案された事業の実施を約束するものではなく、実施事業の決定にあたっては、市との協議が必要となります。

### (3) 設備・運営

- ア 「建築基準法」、「豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「豊中市保育

所設置認可等要綱」、「豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「豊中市幼保連携型認定こども園設置認可要綱」等の関係法令の定めるところに従うこと。

◆調理室及び便所の設置については、衛生面、安全面に十分に配慮すること。（市保健所に確認すること。）

- イ 敷地内に保護者が送迎の際に一時的に利用する自転車駐輪場所、ベビーカー置き場を設けること。
- ウ 車による送迎に対応するため、原則として、施設内外を問わず駐車スペースを確保すること。ただし、駐車スペースを確保できない場合は代替案を提案すること。
- エ 敷地内に、給食の材料搬入や緊急時等に一時的に利用する車の駐停車スペースを確保し、敷地内に確保できない場合については、代替えとして近隣の駐車場を確保すること。
- オ 敷地内に基準上必要な面積分の園庭（屋上園庭含む）を設けること。

#### （４）保育所等用地等について

ア 原則、保育所等のための不動産は自己所有とする。ただし、借用物件の場合は、下記のケの要件を満たすものに限る。

◆申し込みの際には、購入予定もしくは借用予定でも可とする。ただし、所有者からの承諾書の添付を必要とする。

イ 敷地外に出ることができる二方向の避難路が確保されているなど、保育所等として安全性が担保されていること。

ウ 隣地・道路との境界が確定している、または市が指定する期日までに確定できる土地であること。

エ 抵当権等の保育所等整備に支障となるものが設定されていない又は市が指定する期日までに抹消できる土地であること。

◆定期借地権設定契約をもとに公正証書を作成し、当該物件の引き渡し後に、抵当権等が設定・登記される場合については、この限りでない。

オ 既存建物を活用する場合は、建築検査済証の交付が確認でき（紛失している場合は台帳記載事項証明書）、増築を行う場合は、建築基準法に基づく増築であること。（施設の延床面積が 200 ㎡を超える場合は、建築基準法で定める保育所等への用途変更が必要）

カ 土地・建物所有者が住民税または法人住民税、固定資産税、都市計画税等を滞納していないこと。

キ 土地・建物所有者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条に掲げる暴力団または暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

ク 保育所等の整備にあたり地域住民等の理解が得られる土地、建物であること。

◆事業用地の確保、用地所有者との交渉や地域住民等との折衝については、事業者の責任において行うこと。用地所有者との交渉や地域住民等との折衝には市は関与しないことを前提とする。

ケ 土地及び建物を国または地方公共団体以外から借用する場合は、次の条件を満たすこと。

#### 《社会福祉法人》

◆不動産については、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、地上権または賃借権の登記を行わなくてもよい。（①下線部については、選定後に満たしていることを確認します。）

①建物の賃借期間が賃貸借契約において運営開始予定日から 10 年以上

②貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体

◆賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る



財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

《社会福祉法人以外の者》

◆不動産については、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならない。ただし次のいずれかに該当する場合は、地上権又は賃借権の登記を行わなくてもよい。(①下線部については、選定後に満たしていることを確認します。)

①建物の賃借期間が賃貸借契約において運営開始予定日から10年以上

②貸主が、地方住宅公社もしくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等信用力の高い主体

◆賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

◆当面の支払いに充てるための①1年間の賃借料に相当する額と②1,000万円(1年間の賃借料が1,000万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額)の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態(普通預金、定期預金、国債等)により保有していること。

(5) 地域住民等への説明

ア 応募前

◆実際に保育事業等を実施するにあたり、影響があると判断される範囲に対しては、事業者の責任において保育所等の整備・運営に関する住民説明会等を実施すること。また、説明範囲、内容等は事業者の判断のもと決定すること。

◆地域住民説明会等を実施した後に、基本設計内容に住民の要望等の反映ができるように進めること。

◆施設を利用する保護者はもとより、地域住民等との信頼関係を築けるよう説明すること。

イ 選定後(基本設計立案時)

◆地域住民等に整備計画や運営等について説明すること。

◆選定後においても、基本設計内容に地域住民等の要望等の反映ができるように進めること。

ウ 工事開始前(工事計画確定後)

◆施設の設計や工事の実施にあたっては、次の事項等について応募前・選定後(基本設計立案時)・工事開始前(工事計画確定後)において、地域住民等へ十分な説明を行うこと。

【主な説明事項】

- 建物の位置と高さ(日照)
- 出入口の位置(駐車場含む)
- 換気扇の位置と向き
- 窓等の位置と大きさ(高さ)
- 植栽樹木等の管理
- 工事車両の搬出入経路
- 保護者や園児の安全な動線の確保と交通安全対策
- 防音対策
- 工事騒音や振動
- 地域住民等から要望のある事項
- その他

エ 前記項目等(ウの項目や事業者において必要だと判断される項目)について説明した結果について

ては、別添に定める様式を作成して応募すること。（事業者で予定している整備計画の概略も添付すること。）

オ 説明会等を実施する際は、必ず市へ書面で報告（実施前・実施後）すること。

### 【地域住民等への説明（イメージ）】

#### ●応募前

事業者（応募事業者）	説明の考え方（応募前）
応募事業者において、市の施策、待機児童の状況とともに、基本設計等（図面・整備計画等）をもとに地域住民等に対して説明を行う。また、説明を実施する範囲（地域住民等の範囲）については、隣接、登降園時の経路になる地域を考慮し、地域の状況等から <u>応募事業者が判断するもの。</u>	応募前の説明については、丁寧な説明を行うこと。

#### ●選定後（基本設計立案時）

事業者（応募事業者）	説明の考え方（選定後）
選定事業者において、実施設計を始める前に改めて基本設計を基に地域住民に保育所等整備の説明を実施し、地域住民等の意見を反映することで実施設計とすること。	選定後の説明については、保育所等設置・運営者として選定されたものの、あくまでも計画段階であって、地域住民等の意見を反映し理解を示す説明であること。

#### ●工事開始前（工事計画案確定後）

事業者（応募事業者）	説明の考え方（工事計画（案）確定後）
選定事業者において、工事概要について説明を行い、可能な限り地域住民等の意見を反映した工事概要とすること。	工事計画（案）確定後の説明については、実際の工事実施に係る具体的な説明を実施し、可能な限り地域住民等の意見、要望を反映し理解を深めていく説明であること。

### （6）市関係部局との調整

- ア 「豊中市土地利用の調整に関する条例（平成16年豊中市条例第31号）」の手続き等については、市都市計画推進部開発審査課と協議を行うこと。
- イ 設計（案）を作成する際は、あらかじめ市都市計画推進部建築審査課及び管轄の消防署等に相談し、その指導に従うこと。
- ウ 調理室、調乳室等の構造設備については、図面作成時にあらかじめ市保健所に相談し、その指導に従うこと。
- エ 上記条例等に関する全ての質問については、本募集で指定する質問方法で受け付けします。（P.14参照）

## 6. 保育所等整備にかかる補助金等

補助対象工事種別	根拠要綱	補助率	対象事業者
建物新築工事 改修工事等	民間保育所整備費補助要綱	基準額の4分の3	社会福祉法人・学校法人・ 株式会社・NPO法人等

※保育所等整備に係る補助金等を活用した建物の耐用年数（「厚生労働省告示第384号」参照）以前に保育所等を廃止または建物を除去した場合、補助金の一部返還（財産処分）をしていただく場合があります。

※施設を新築、増築する場合等において、施設整備補助金の活用が可能となりますが、令和6年度（2024年度）以降の補助制度は未定です。補助金が見込みどおり得られなかった場合においても市は補填等をする事はできませんので、ご了承のうえ、自己資金を含む資金計画には十分な余裕をもってご応募ください。

※整備補助金の予算に限りがあるため、事業費が整備補助金の予算の範囲を超える場合は調整を行います。

## 7. 審査・選定

### （1）審査及び事業スケジュール

本募集におけるスケジュールは次のとおりです。変更等が生じた場合は、応募者に対して改めて通知します。保育所等開設までの詳細な流れは、別紙「応募スケジュール」をご参照ください。

項目	日程	
	第1次審査を実施する場合 (応募が5者以上)	第1次審査を実施しない場合 (応募が5者未満)
募集要項の公表	令和5年（2023年）6月22日（木）	
質問の受付	令和5年（2023年）8月10日（木）午後5時15分まで ※電子メールにて受付	
質問の回答（最終）	令和5年（2023年）8月18日（金）午前9時 ※市ホームページにて回答を公表	
申込書の提出期限	令和5年（2023年）8月31日（木）午後5時15分まで	
第1次審査（書類審査） ※応募が5者以上となった場合のみ実施	令和5年（2023年）10月上旬	実施なし
第1次審査結果の通知	令和5年（2023年）10月上旬 ※電子メールにて通知	—
第2次審査（ヒアリング審査） ※日時・場所等は書類審査終了後に電子メールにて通知	令和5年（2023年）11月上旬	令和5年（2023年）10月上旬
第2次審査結果の通知	令和5年（2023年）11月中旬発送予定	令和5年（2023年）10月中旬発送予定
協議・保育所等整備期間	選定後～令和7年（2025年）3月 ※社会福祉法人が選定された場合は、社会福祉法人等設立認可専門分科会へ諮問のうえ、市補助金の交付を決定します。	
保育所等開設	令和7年（2025年）4月1日	

### （2）審査方法等

ア 応募事業者が5者以上あった場合のみ、事前に第1次審査（書類審査）を行い、第2次審査（ヒ

アリング審査)の対象者を4者に絞ります。

- イ 第1次審査(書類審査)を通過した応募事業者に対し、提案書に基づく第2次審査(ヒアリング審査)を行い、審査基準に基づく総合評価で最大上位2者を保育所等設置・運営者として選定します。
- ウ 第1次審査(書類審査)及び第2次審査(ヒアリング審査)の結果、それぞれの審査において、全体配点の60%未満の応募事業者は、順位が1位の場合であっても保育所等設置・運営者として選定しません。
- エ 本募集要項に基づく事業者の決定については、市が設置する選定委員会で審査を行います。審査結果は、選定委員会として最終合議のうえ一本化して確定します。なお、選定委員会の会議は非公開とし、審査の途中経過に関する質問や審査結果等の決定に対する異議等は一切受け付けません。

《第2次審査(ヒアリング審査)》

- ◆当日の出席者は、3人以内とし、全てこの事業に携わる者とし、可能な限り事業責任者及び施設長就任予定者が出席してください。
- ◆第2次審査の日程及び詳細については、改めてご連絡します。
- ◆各応募事業者につき15分以内のプレゼンテーションの後、質疑応答を行います。(全体で約35分間)
- ◆応募書類以外にプレゼンテーションで使用する資料(電子データ、紙媒体を問わない)がある場合は、事前に提出していただきます。(提出時期等の詳細は、別途、市からご連絡します。)
- ◆パワーポイント等を使用する場合に必要な機材は全て、応募事業者で用意してください。本市は、スクリーンと電源のみ用意します。

《その他》

- ◆本募集要項による応募及び協議については、開設予定の事業者が直接行うこととします。
- ◆選定結果は、全応募事業者に書面にて通知するとともに、市ホームページでも公表します。

(3) 審査項目

部門	項目	内 容		配点
保育サービス関係	基本運営方針等	児童福祉の視点・公共性・公益性を持ち、社会的使命を担っている事業者であること	応募の目的や保育所等運営の基礎となる運営方針、これまでの実績について、評価・審査を行います。	25
	保育理念等		保育理念及び保育所保育指針の理解と保育計画等作成時の考え方について、評価・審査を行います。	25
	保育内容等	子どもの未来の発育・育ちを重視し、子どもの視点に立った優良な保育を実施しており、市の保育理念も理解し	保育の質の向上に向けての取り組み(研修体制、職員間の連携体制、保育の評価体制)、児童に対する保健衛生や食に関すること(食育、食物アレルギー対応)、地域活動への貢献及び豊中市人権保育基本方針に基づく人権	60

		ていること	保育等（同和保育・障害児保育・男女共同参画保育・多文化共生保育・児童虐待・DV）について、評価・審査を行います。	
	対応能力等	安定した運営を実施していくための対応能力を有していること	保護者対応の姿勢、苦情解決体制や保育所等の安全管理体制等（事故防止策、施設管理、防災防犯対策）について、評価・審査を行います。	30
	運営計画等	保育所等の開所に向けての準備、適切な施設計画であること	保育所等開所に向けての地域住民等への対応、保育環境を向上することができる施設となっているか、職員確保方策、開園以降の人材定着のための考え方等について、評価・審査を行います。	30
	労務関係	日々の保育を充実するために、職員の安定雇用を考慮した労働環境の確保等がされていること	労働関係法規を遵守した運営、適切な職員配置、昇格・昇給体制、スキルアップ体制、職員確保方策、人材定着のための考え方等について、評価・審査を行います。	20
	財務関係	運営にあたっての安定性・継続性が担保されていること	子どもや保護者が安心して保育サービスを楽しむことができるかどうかの視点にたち、事業者の財務状況等について、評価・審査を行います。	10

#### （４）選定後の手続き

選定を経て決定した事業者については、改めて保育所等認可申請等を行っていただきます。ただし、本選定で認可予定事業者となることをもって、保育所等の認可を確約するものではありません。

#### （５）設置・運営者決定の取り消し

- ア 保育需要や待機児童の状況等から、決定を取り消すことがあります。
- イ 保育所等の設置・運営が困難と市が判断した場合は、決定を取り消すことがあります。
- ウ 下記の行為を行った場合、事業者を失格とします。また、選定結果通知後に下記の行為を行った場合は、決定された場合であっても、結果を取り消し、事業者を失格とします。
  - ◆選定の前後に、事業者が選定委員に直接・間接を問わず連絡を求め、または接触した場合、そのほか市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと認められる場合。
  - ◆応募書類の内容に、重大な不備や虚偽の記載があったと認められる場合。
  - ◆応募書類の提出後、次の事項が確認された場合。
    - ①重要事項（整備場所、施設構造、施設規模、定員、階数、資金贈与者等）を市の承諾なく変更した場合。（重要事項に該当しない変更についても随時事前に協議が必要です。）
    - ②預金残高が必要とされる自己資金額に満たないと確認された場合。
    - ③建設用地について、建築基準法等による制限について各所管課と協議を行っていないと確認

される場合。

④応募後の市からの指示事項に正当な理由なく従わない場合。

⑤上記のほか、本市が不適切と認める場合。

## 8. 応募手続き

### (1) 応募書類の提出について

#### ア 提出先（事務局）

豊中市 こども未来部 こども政策課 認可指定係  
豊中市中桜塚 3-1-1（豊中市役所第二庁舎 3 階）  
TEL：06-6858-2452（直通） FAX：06-6854-9533  
E-mail：ninka-shidou@city.toyonaka.osaka.jp

#### イ 提出期限

令和 5 年（2023 年）8 月 31 日（木）午後 5 時 15 分まで

※提出書類の分割提出は認めません。また、本市による指示以外で期限後の書類の追加提出や差し替えはできませんので、余裕をもってご提出ください。

#### ウ 提出方法

◆事前にお電話にてご連絡のうえ、持参してください。（郵送不可）

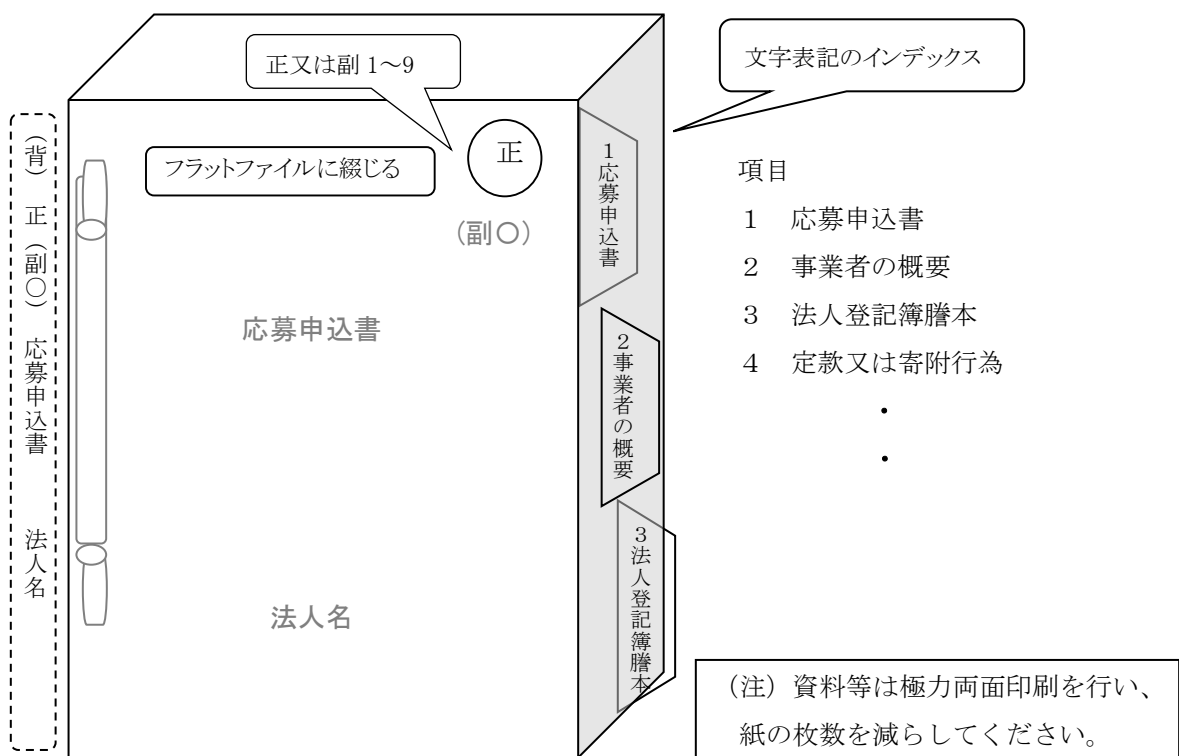
#### エ 提出書類

◆必要書類：「10. 提出書類一覧（P. 15）」のとおり

※各様式については、豊中市ホームページから取得してください。窓口での配布は行いません。

◆提出部数：正本1部、副本9部（コピー可）

◆形式：所定の様式以外は原則としてA4判（縦）（図面はA3判）。「10. 提出書類一覧（P. 15）」の順番に並べ、下図のとおりインデックスを付け、フラットファイルに綴じて提出。



## (2) 応募に関する質問の受付・回答

本募集要項等の内容に関する質問は、下記の方法により提出すること。

### ア 質問及び回答の方法

- ◆豊中市ホームページに掲載している質問書に質問内容を簡潔にまとめ、事務局あてに電子メールにて提出してください。(電話での質問は受け付けません。)
- ◆回答については、随時、豊中市ホームページで公表します。
- ◆応募する際には、回答内容を確認し、提出書類等を作成してください。

### イ 質問提出期限

令和5年(2023年)8月10日(木)午後5時15分

### ウ 質問に対する回答の最終公表日時

令和5年(2023年)8月18日(金)午前9時

※都合により日程を変更する場合があります。

## 9. 提出・問合せ先(事務局)

豊中市 こども未来部 こども政策課 認可指定係  
豊中市中桜塚3-1-1(豊中市役所第二庁舎3階)  
TEL: 06-6858-2452(直通) FAX: 06-6854-9533  
E-mail: ninka-shidou@city.toyonaka.osaka.jp

10. 提出書類一覧

項目		内容	様式
1	①応募申込書	応募申込書	様式1
	②事業者の概要	◆役員状況、資産・負債の状況、法人経歴、他の経営施設の状況	様式2
		◆代表者及び施設長の履歴	様式3
		◆現在運営している施設又は事業に関する資料 (パンフレット等、概要が分かるもの)	様式自由
	③法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	応募申込日前3か月以内に発行されたもの	原本
④定款又は寄附行為	最新のもの	原本の写し (原本証明不要)	
2	事業予定地・建物の 権利関係等	【事業予定地】 ◆現況写真	様式自由
		◆土地登記簿謄本	原本
		【事業予定建物】 ◆〔既存建物を転用する場合〕現況写真	様式自由
		◆〔既存建物を転用する場合〕建物登記簿謄本	原本
		◆〔新耐震基準以前の既存建物を転用する場合〕 耐震診断結果等耐震性が証明できる書類	原本の写し (原本証明不要)
3	保育所等(設置・運営) 計画書	保育所等設置に係る計画書	様式4-1
		不動産所有者からの承諾書	様式自由
4	各室面積表	保育所等各室の面積	様式4-2
5	①整備スケジュール	開設までの日程表	様式自由
	②基本計画図面等	①位置図 ②配置図 ③平面図 ④施設の状況 ⑤立面図	様式自由
6	①基本運営方針等	<<運営方針等説明書>> (1) 応募した目的・動機 (2) 事業者の児童福祉や地域福祉の関わり ①実績内容 ②事業者における保育実績の今後への活用 (3) 保育理念・事業方針等 (4) 年間保育計画・指導計画策定 (5) 保育の質の向上のための方策 ①研修等の保障 ②職員間の共有・連携 ③職場環境・勤務意欲向上に向けた取組み ④自己評価及び外部評価と改善策等 (6) 子どもの健康状態を把握するための方策 ①保健衛生 ②食育	様式5-1 ~ 5-14



項目	内容	様式
6 ①基本運営方針等	③食物アレルギー対応等 ④家族等への啓発等 (7) 地域貢献の方策 ①地域との連携 ②地域子育て支援 (8) 人権保育の考え方と進め方 ①同和保育 ②障害児保育 ③男女共同参画保育、多文化共生保育 ④児童虐待・DV (9) 保護者対応の視点・苦情解決体制・システム等の視点 ①保護者対応の視点 ②家庭支援 ③苦情解決の体制 ④個人情報の保護 (10) 安全管理策や安全確保のための具体策 ①安全保育 ②施設の管理 ③防災・防犯 (11) 開設準備体制・職員の確保策・研修等 (12) 開設施設計画等 (13) 労働環境の確保、職員採用・安定雇用の方策 ①労務関係法規の遵守の状況 ②保育所等運営に当たっての職員配置の考え方 ③-1 職員雇用の考え方 ③-2 昇格・昇給制度、勤務体制、研修の確保等 (14) 経営の安心・安全性、応募事業の収支・資金計画 ①保育所等運営の考え方や他事業の影響 ②適切な収支計画及び自己資金手当ての状況	
②従事職員計画（開設後）（採用・雇用方法を含む）	◆資格、経験（採用資格、実務経験について） ◆雇用形態（常勤職員とその他職員について） ◆研修体制（採用時、従事後）	様式自由
	◆配置人員（勤務形態一覧表）（シフト表）	様式6
③労働基準法等の規定に関する書類	◆就業規則（労働基準監督署受付印のある事業主控） ※賃金等の別規定も含めて提出のこと	様式自由
※現在運営する施設等に関する右記の書類	◆時間外労働・休日労働に関する協定届（労働基準監督署受付印のある事業主控） ◆前年度労働保険概算・確定保険料申告書（事業主控） ◆健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書（一部）※全員分は不要	法定様式

項目	内容	様式	
7	①資金計画	◆施設整備費の事業別収支一覧表	様式7
		◆収支シミュレーション（借入金元金の返済が終了するまでの期間について作成すること）	様式8
		◆収支シミュレーション（人件費内訳）	様式9
		◆借入金返済計画	様式10
		◆その他、人件費試算等の資料	様式自由
	②決算書等	◆直近3年間の決算書類、計算関係書類 ※社会福祉法人は、計算関係書類も提出すること。 ※計算関係書類：貸借対照表、収支計算書、同付属明細書	様式自由
		◆法人税及び法人市民税について、滞納のないことの証明書（前3事業年度分）	・法人税は納税証明書（その4） ・法人市民税は納税証明書
		◆預金残高証明書（自己資金分について、応募申込日前1か月以内に発行されたもの） ◆借入残高に関する法人の申出書（借入残高がある場合は、応募申込日前1か月以内に発行された残高証明書を添付）	様式自由
		◆代表者の所得税及び市（府）民税について、滞納のないことの証明書（前3年分）	・所得税は納税証明書（その4） ・市（府）民税は納税証明書
	8	その他	◆応募前における地域住民等への説明（記録）
◆誓約書（事業者用）			様式12
◆誓約書（土地・建物所有者用）			様式13